

公益社団法人日本薬剤師会会費規程

平成 23 年 8 月 28 日日本薬剤師会第 77 回通常総会制定

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 25 年 4 月 1 日一部改正施行

平成 25 年 6 月 30 日一部改正施行

令和 4 年 3 月 5 日一部改正施行

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本薬剤師会（以下「本会」という。）定款第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員の会費及び負担金等(以下「会費等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の種別)

第 2 条 会費の種別は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費とする。

- 2 名誉会員は会費を徴収しないものとする。
- 3 本会は第 1 項の会費のほか、必要な負担金を会員から徴収することができる。

(会費等の額)

第 3 条 定款第 8 条第 3 項に規定する会費の額は、事業年度毎に総会の決議を経て定める。

- 2 定款第 8 条第 3 項に規定する負担金の額は、必要に応じ総会の決議を経て定める。

(納期及び徴収)

第 4 条 会費等は、本会会長の指定する期日までに、都道府県薬剤師会を經由して本会に納付しなければならない。

- 2 都道府県薬剤師会は、その所属する本会会員の会費等を徴収して本会に送付するものとする。
- 3 都道府県薬剤師会に加入しない特別会員は、当面、直接、本会に納付するものとする。

(入会及び退会の時期による会費)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに入会した会員の会費は、その年度の全額とし、10 月 1 日以後に入会した会員の会費は、その年度の年額の 2 分の 1 額とする。

- 2 納入した会費は、返還しない。

(督促)

第6条 会費等が本会会長の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第7条 督促通知にも係わらず、会費の納入を1年間以上滞納した場合、定款第11条第1項により会員資格を喪失する。

(会費等の使途)

第8条 第3条の会費等は、正会員の会費については、都道府県薬剤師会運営費負担金に充当し、毎事業年度における残額の2分の1を公益目的事業に、残余を管理費用に使用する。ただし、賛助会員の会費については、その全てを公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に際し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成25年6月30日から改正施行する。
- 5 この規程は、令和4年3月5日から改正施行する。